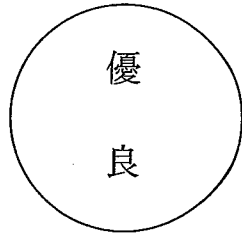


特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 新潟県新潟市西区寺尾東一丁目19番19号

氏 名 新潟メスキュード 株式会社

代表取締役 佐藤 弘

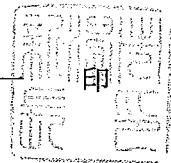


廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条の五第一項 の許可を受けた者であることを証する。

新潟市長 中原 八一 印

許可の年月日 令和 4年 6月21日

許可の有効年月日 令和11年 5月26日



1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え保管を含む。）

特別管理産業廃棄物の種類

（積替え保管を含む。）

廃油（発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物*を含むものに限る。）、
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物*を含むものに限る。）、
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物*を含むものに限る。）、
感染性産業廃棄物、
廃水銀等、
銹さい（特定有害産業廃棄物*を含むものに限る。）
廃石綿等、
ばいじん（特定有害産業廃棄物*を含むものに限る。）、
燃え殻（特定有害産業廃棄物*を含むものに限る。）、
汚泥（特定有害産業廃棄物*を含むものに限る。）

（以上、10種類）

※ 特定有害産業廃棄物の種類については別記のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（所在地）新潟県新潟市西蒲区真田1221番3（屋内）

（面積）①0.84㎡、②0.84㎡、③0.84㎡、④15.56㎡、⑤0.7㎡、⑥25㎡、⑦0.7㎡、⑧0.98㎡、
⑨0.7㎡

（特別管理産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることができる高さ）

①廃油：1.68㎡ 2m、②廃酸：1.68㎡ 2m、③廃アルカリ：1.68㎡ 2m、
④感染性産業廃棄物：28㎡、1.8m、⑤銹さい：1.4㎡ 2m、⑥廃石綿等：100㎡ 4m、
⑦ばいじん：1.4㎡ 2m、⑧燃え殻：1.96㎡ 2m、⑨汚泥：1.4㎡ 2m

（以上、上記『事業の範囲』積替え保管ありの特別管理産業廃棄物に限る。）

(所在地) 新潟県新潟市西蒲区旗屋 8 9 1 番地 (屋内)

(面積) ①2.25 m²、②2.25 m²、③2.25 m²、④28.08 m²、⑤1 m²、⑥4 m²、⑦25 m²、⑧4 m²、
⑨4 m²、⑩4 m²

(特別管理産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることができる高さ)

①廃油：1.28 m³ 1m、②廃酸：1.28 m³ 1m、③廃アルカリ：1.28 m³ 1m、

④感染性産業廃棄物：105 m³ 4m、⑤廃水銀等：0.2 m³ 1m、⑥鉍さい：8 m³ 2m、

⑦廃石綿等：100 m³ 4m、⑧ばいじん：8 m³ 2m、⑨燃え殻：8 m³ 2m、⑩汚泥：8 m³ 2m

(以上、上記『事業の範囲』積替え保管ありの特別管理産業廃棄物に限る。)

3. 許可の条件

液状物又は泥状物の収集運搬にあたっては専用容器を使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5 年 5 月 27 日 新規許可

平成 9 年 10 月 13 日 代表者変更

平成 10 年 5 月 27 日 更新許可

平成 11 年 1 月 5 日 変更許可

平成 15 年 5 月 23 日 変更許可

平成 15 年 5 月 27 日 更新許可

平成 16 年 12 月 7 日 変更許可

平成 17 年 3 月 21 日 合併による積替え・保管施設の許可付与

平成 20 年 5 月 27 日 更新許可

平成 25 年 3 月 18 日 優良基準適合確認

平成 27 年 6 月 24 日 更新許可 (平成 18 年 2 月 16 日環廃産発第 060216003 号に基づく許可年月日)

平成 30 年 4 月 19 日 変更許可

令和 4 年 6 月 21 日 更新許可

5. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和 4 年 6 月 21 日 更新許可)



※別記（特定有害産業廃棄物の種類）

・廃油

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。

（以上、12種類）

・廃酸

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

（以上、25種類）

・廃アルカリ

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

（以上、25種類）

・銹さい

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

（以上、7種類）

・ばいじん

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

（以上、9種類）

・燃え殻

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

（以上、6種類）

・汚泥

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

（以上、25種類）